

議案第49号

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市食品衛生法施行条例（平成14年さいたま市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
|  | <p><u>（公衆衛生上講じるべき措置の基準）</u></p> <p><u>第3条 法第50条第2項の規定に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、公衆衛生上講じるべき措置の基準は、別表第1又は別表第2のとおりとする。</u></p>  |
| <p>（食品等の製造又は加工の営業等の届出）</p> <p><u>第3条</u> 食品若しくは添加物を製造し、又は加工する業（令第35条に規定する営業及び食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号。以下「県条例」という。）第2条第1項に規定する営業（<u>第6条</u>において「許可営業」という。）を除く。）を営もうとする者は、施設ごとにその者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>（食品衛生責任者の届出）</p> <p><u>第6条</u> 許可営業を営む者は、<u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17一イ</u></p> | <p>（食品等の製造又は加工の営業等の届出）</p> <p><u>第4条</u> 食品若しくは添加物を製造し、又は加工する業（令第35条に規定する営業及び食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号。以下「県条例」という。）第2条第1項に規定する営業（<u>第7条</u>において「許可営業」という。）を除く。）を営もうとする者は、施設ごとにその者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>（食品衛生責任者の届出）</p> <p><u>第7条</u> 許可営業を営む者は、<u>別表第1の6又は別表第2の5の規定により食品衛生責任者を定めた</u></p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>の規定により食品衛生責任者を定めたときは、速やかに許可営業を営む者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> | <p>ときは、速やかに許可営業を営む者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> |
|--|---|

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正後の食品衛生法第50条の2第2項に規定する公衆衛生上必要な措置については、令和3年5月31日までの間は、この条例による改正前のさいたま市食品衛生法施行条例第3条の基準によることとする。